

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

ISSN 0911-9396

関西労災職業病

関西労働者安全センター

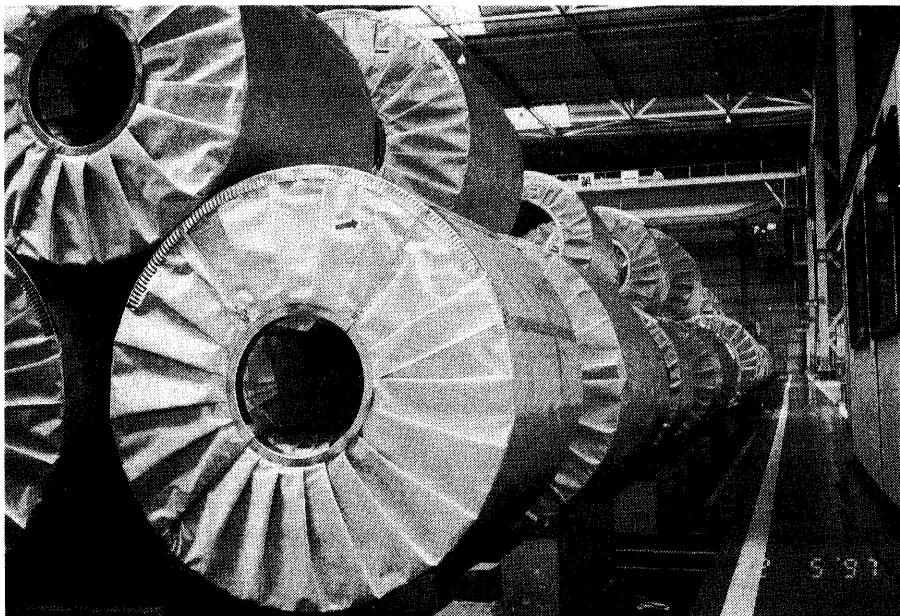
1997.8.10発行(通巻第264号) 200円

〒540 大阪市中央区内本町1丁目2-13 ばんらいビル602

TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

郵便振替口座 00960-7-315742

大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



- イギリスのけい肺合併肺がんの取り扱い……………2
- VDTからの電磁波を測ってみると……………4
- 膨大な黒字労災保険財政……………6
- 前線から(ニュース)……………9
　　頸肩腕障害新認定基準検討・産衛学会研究会／悪質な外国人労災隠し発覚・滋賀／グループ討論活用で講座開催／入管収容所内からの労災請求・神戸／ゴミ収集作業の腰痛で再審査・堺／トラック運転手の巻き込まれ災害損賠請求・堺
- シリーズ労災上積み補償③……………14
　　「見舞金条例」はお見舞いになっているか
- 光線起動式プレス災害で労働省が緊急事務連絡……………17
- 1997年夏期カンパへのご協力御礼……………8

7月の新聞記事から／19

表紙写真／全港湾大阪支部月星海運分会・スチールコイル荷役倉庫

'97 8

じん肺合併肺がん問題

イギリスのけい肺合併肺がんの取り扱い

本誌前号でけい肺原因物質の結晶質シリカ(遊離珪酸)について国際がん研究機関(IARC)が「ヒトに対して発がん性がある」と認定したことを報告した。併せてイギリスにおいて、けい肺に合併した肺がんを業務上疾患として認めていることも報告したが、今回そうした取り扱いをすることを妥当としたイギリス政府の労働災害審議会の報告書「社会保障管理法(1992)職業性シリカ曝露関連肺癌 職業性シリカ曝露関連肺癌を認める(prescribe)べきかどうかについての、社会保障管理法117項にもとづく労働災害審議会の報告 社会保障担当内務大臣により議会に提出 1992年9月」(全6頁)を入手したので以下に紹介したい。

けい肺合併肺がんを認定疾患に

報告書は、シリカに職業的に曝露した患者に発症した肺がんを業務上の認定疾患とするべきかどうかを検討したもの。要点は二つで、

第一は「けい肺患者に発症した原発肺がんは認定疾患とすることを勧告する」。

第二は「けい肺症を伴わない肺がんは認定疾患と認めるに足りない。ただし、今後、調



Department of Social Security

Social Security Administration Act 1992

Lung Cancer in Relation to Occupational Exposure to Silica

Report by the Industrial Injuries Advisory Council in accordance with Section 171 of the Social Security Administration Act 1992 on the question whether lung cancer in relation to occupational exposure to silica should be prescribed.

Presented to Parliament by the Secretary of State for Social Security
by Command of Her Majesty
September 1992

査検討をすすめる」。

というものだ。

「当審議会の調査作業グループ(RWG)は職業性疾患に関する新しい科学的文献を定期的に検討している。作業グループは、珪肺と肺癌の過剰リスクとの結びつきを示唆する研究が近年増加していることを知っている。

それゆえ、当審議会はこの分野におけるそれらの研究について十分な調査をおこなった。我々が調べた疫学的研究の多くは珪肺に罹患した集団を含んでいた。我々は、珪肺と肺癌の過剰リスクとの結びつきの証拠のレベルは、認定疾患(priscribed diseases)リストに加えられるよう貴職に勧告するに足る十分強いものであるとの結論に達した。

しかしながら、遊離珪酸(フリーシリカ)曝露のみが肺癌をもたらす証拠は未だ決定的ではない。したがって、貴省がシリカ曝露労

働者に関する記録を調査に供することに同意されたことを、われわれは歓迎している。

RWGはこの問題の検討を継続していき、状況に変化があれば再度貴職に報告するであろう。

以上によってこのたび私は当審議会を代表し、珪肺合併肺癌が認定疾患リストに加えられるよう勧告する本報告を送るものである。」(報告書冒頭の審議会長から大臣宛にあてられたレターパート)

と述べられている。

今後の検討課題

報告書は、結論の「勧告」の部分で、「勧告

12. 分類1/1以上のレントゲン所見から珪肺所見を伴う原発肺癌は、別表2に掲げた職業のいずれかに従事したことのある者について認めることを勧告する。
13. 証拠を入念に検討した結果、珪肺を伴わない結晶質シリカ曝露に関連した肺癌の認定を勧告することはできない。
14. 証拠の検討の結果、陶器または採石労働者など、シリカに曝露するが、肺癌を引き起こすことが知られているほかの物

D11. 認定疾患または傷害
珪肺の所見を伴う原発肺癌

質に仕事上曝露しない労働者集団を対象にした適切な研究をさらに行う必要があることが明らかとなった。われわれは、こうした研究が行われることを勧告する。なお、IARCの作業グループは引き続き今後の新たな証拠を追跡することになっている。」

と述べている。(「分類」とは国際労働機関(ILO)のレントゲン写真標準分類のことである。)

この勧告に基づいて、けい肺合併肺癌について、現在、認定疾患リストには下の表のように掲載されている。報告書の記載にあるように、この1992年時点ではけい肺合併肺癌については明らかだが、けい肺を合併しない場合の肺癌は勧告を見送られ、今後の検討を見るとされ、その部分にはIARCが検討中であることが言及されている。

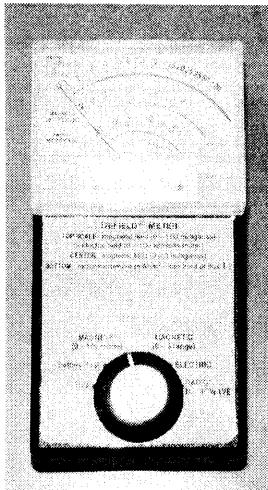
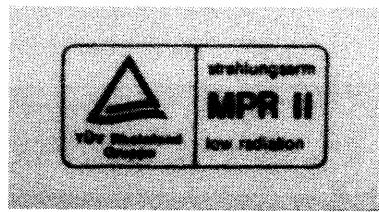
IARCがシリカの発がん性を認定するに至った今、この見送られた部分がどうなるのかが注目される。

いずれにせよ、イギリスの場合にくらべ、合併肺癌をじん管理区分4の場合しか未だに認めようとせず、裁判でも否定し続ける日本の労働省の対応は許し難いものがあるだろう。

(事務局)

- つぎの作業によってシリカ粉じん曝露を受けるなんらかの職業
1. ガラス又は陶器製造
 2. 砂岩又は花崗岩の掘削、採石
 3. 金属鉱石採掘
 4. 粘板岩採掘又は粘板岩加工品製造
 5. 粘土採掘
 6. 研磨剤としての珪質材料の使用
 7. 切石
 8. 石工
 9. 鋳物工場での作業

VDTからの電磁波 を測ってみると



電磁波が体によくないという話を耳にすることが多い。高压送電線の反対運動も取り組まれている。報道やたくさん出版されている資料をみただけでも、電磁波が小児白血病や脳腫瘍の危険を増加させるという報告が多くあることがわかる。もちろん否定的な報告もあるので、「専門家の間では決着はついていない」ともいわれている。しかし、有害性を指摘するものが相次いでいる以上、できる用心はするにこしたことはない。

職場の中で電磁波といえば、事務職場ではVDTだろうということで、安全センター事務所の機器のまわりの電磁波を測定してみた。電磁波の効果は電場と磁場に分けられる。電場も問題ではないかといわれはじめているそうだが、一番問題にされているのは「磁場」の方だ。今回は、「磁場」を、Trifield Meter（写真左）という簡易測定器を環境監視研究所からお借りして測定した。

測定値を何とくらべたらいいのだろうか。一番熱心に電磁波問題に取り組んでい

スウェーデンのVDT規制ガイドライン

名称	MPR-I 1987	MPR-II 1990	TCO 1991
静電場	500V以下	500V以下	500V以下
交流電場	規制なし		
超低周波 測定位置		2.5V/m以下 全面50cm	1.0V/m以下 前面のみ30cm
極低周波 測定位置		2.5V/m以下 全面50cm	1V/m以下 前面のみ30cm
磁場			
超低周波 測定位置		2.5mG以下 全面50cm	2mG以下 前面のみ30cm
極低周波 測定位置	0.5mG以下 全面50cm	0.25mG以下 全面50cm	0.25mG以下 全面50cm

「前面のみ」は、他の面は50cmであることを示す。「超低周波」は5Hz～2kHzの範囲。「極低周波」は、MPR-Iでは1kHz～400kHz、他は2kHz～400kHz。

るスウェーデン政府の規制値が「MPR-II」（写真右がその認証）という名称で1990年に決められている。スウェーデン労働者協会（労働組合）がより厳しい規制値を「TCO」という名称で1991年に提案しているので一応これらを目安にしてみた。ちなみに、MPR-IIは、同じ内容が1996年にヨーロッパの規制値とされたため、新品のVDT（テイスプレイのこと）でこの基準に準拠していくものはそれを示すマークが貼られている。（日本では日本電子工業振興協会がMPR-II準拠のがガイドラインを93年に策定している。）

Trifield Meterは磁場を測ることができ、VDTの場合は「超低周波」にあたるので、表でいうと、MPR-IIではVDTの上下前後左右いずれの面からも50cmのところで2.5mG（ミガウ：磁場の強さの単位）以下、TCOでは2mG以下（ただし、VDT前面では30cmのところで）といった値よ

表1 事務所にあるVDT周辺の磁場の強さ

(いずれもサイズは15型)があり、学校や家庭での対策ははじめに考えた方がいい。

	メカ- 型式	前面 50cm	前面 30cm	左面 50cm	右面 50cm	後面 50cm	上面 50cm	下面 50cm
①	三菱 RD15DII	2.6	7.2	5.5	0.5	0.4	3.8	2.0
②	SAMTORON SC-528MLJ	2.2	5.8	4.2	2.8	0.2	0.4	2.2
③	SONY CPD-15SF8	2.7	8.0	7.8	1.6	0.8	3.2	1.2
④	NEC D15A1	1.2	2.9	2.5	0.6	0.4	0.6	0.6

単位:mG(ミガウス)

※下線はMPR-IIをクリアできていない部分。

※MPR-IIの認証が貼られていたのは②だけ。

※④はPC9821V16のセイコ製品

り大きいか小さいか、が問題になる。

測定結果は表1。Trifield Meterは簡易測定器だが、厳密ではないにしろかなり正確な値が得られることがわかっている。測つてみてわかったが、同じ位置でも微妙に値が変動したり、少しばかりの遠近で値が相当変化する。遠近で変化するのは、電磁波の強さは発生源からの距離の2乗から3乗に反比例するからとのことだ。結果を見ると、機種によってばらつきがあること、MPR-IIの認証があっても位置によってオーバーする場合があること、認証がなくてもクリアしている機種があること、前面では規制値付近であること、前面以外の値(側面など)も無視できないことがわかる。

操作する労働者にとってまず問題になる前面50cmの値はああむね規制値前後であるが、30cmの値をみるとわかるように近づくと急激にあがる。デイスプレイから50cmというのはゆったりと距離をとった場合(写真右がこのくらい)なので、近づいて作業をする人は要注意だろう。子供の場合、マウスを握ってコピペでくっついて遊んでいること

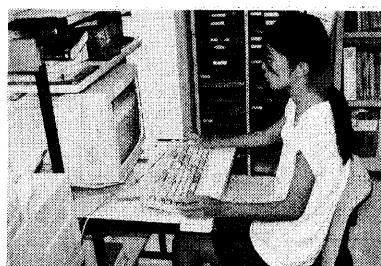
的電磁波被ばくに関しても電力関連労働者などを対象にした疫学調査で白血病や脳腫瘍が増加しているという報告がなされている。規制値も例外を考えてのものなので、無用な被ばくは避けるにこしたことはない。

対策としてとりあえずは、長時間の作業は避けて小休憩を適当にはさむこと、ディスプレイからの距離に余裕をもたせること、だろう。つまり、よりよいVDT労働の基本とされてきたこととさしあたり同じというわけだ。そして、古いVDTを避けること、液晶はベターである。

専門家の間では「はっきりとしてはいないが、なにかあるに違いない」ということで研究報告も急速に増えているといふ。決して軽視できない問題である。

(事務局)

参考文献: ガンと電磁波 萩野晃也著 技術と人間など



膨大な黒字、労災保険財政 これでいいのか！

過労死や頸肩腕障害、腰痛などの認定状況や労災隠しの実態をみてもわかるように労災保険制度が被災者救済の役目をきちんと果たしていないことが多い。やる気がないのか、やる気はあってもお金がないのか。

労働省労働基準局は「労働者災害補償保険事業年報」を毎年度作成している。200頁の冊子で労災保険制度の沿革、法改正の経過、事業の概況、適用・支払・受給者数・労働福祉事業実施状況などに関する統計表が掲載されている。この年報の最後に当該年度の労災保険の損益計算書、貸借対照表がごく簡単に掲載されている。これをそのまま転載したものが次頁である。

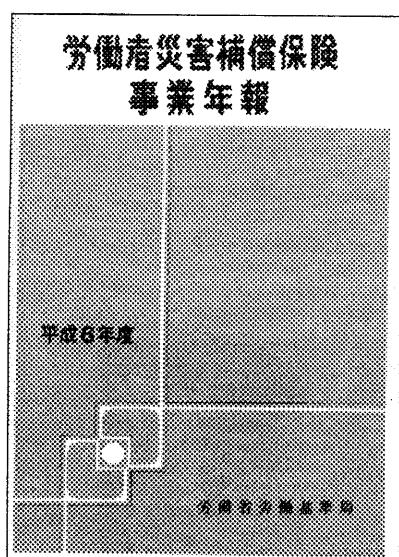
筆者は経理は素人なので自信はないが、どうも労災保険財政状況は非常にいいらしい。貸借対照

表にある「本年度利益」は約7000億円。一方、損益計算書をみると、「損失」の方で保険給付費から施設整備費までの分を合計すると1兆1千億円程度、「利益」の方で保険料収入として徴収勘定から受け入れたのが1兆7千億円程度。徴収勘定からの受入がその年度の保険料収入と等しいかどうかはよくわからないが、だいたいそうだと仮定すると保険料収入の4割が利益として手元にのこったことになる。

それぞれの科目がどういうものなのかよくわからないものがある。そのうち、額も大きい「支払備金」とは、「決算年度の短期給付総額の12分の2相当額と決算年度の年金給付総額の12分の3相当額を合わせた、いわゆる未払相当分」ということらしく、なるほど、保険給付費と労働福祉事業費を合わせた約1兆円の5分の1程度になっている。

で、平成6年度末の繰越利益全体は、繰越利益と本年度利益の合計でみると約5兆2千億円、資産としては5兆5千億円を保有しているのである。なんせ利子収入が2千億円を超えている。

認定件数を増やしても問題は出ない



損益計算書(平成6年4月1日から平成7年3月31日まで)

損失		利益	
科目	金額	科目	金額
保険給付費	806,861,890,663	徴収勘定より受入	1,640,108,789,273
労働福祉事業経費	225,812,870,683	保険料收入受入	1,639,310,945,200
業務取扱費	44,799,346,295	雑収入受入	797,844,073
施設整備経費	575,922,304	一般会計より受入	
徴収勘定への繰入	129,205,373,253	事業費財源受入	1,307,000,000
未収金償却引当金繰入	6,600,907,027	利子収入	217,243,237,481
雑損	1,233,328,875	雑収入	24,673,980,055
次年度繰越支払備金	205,131,539,000	雑益	613,984,819
次年度繰越未経過保険料	56,534,968,910	前年度繰越支払備金	233,039,541,000
本年度利益	699,956,493,115	前年度繰越未経過保険料	59,756,107,497
合計	2,176,742,640,125	合計	2,176,742,640,125

貸借対照表(平成7年3月31日現在)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,865,291,685,938	支払備金	205,131,539,000
現金預金	4,812,695,830,374	未払金	1,991,211
未収金	52,349,395,053	未経過保険料	56,534,968,910
徴収勘定より受入 未収金	35,627,252,454	未収金償却引当金	29,192,235,907
その他未収金	16,722,142,599	繰越利益	4,538,870,770,852
前払い金	246,460,511	本年度利益	699,956,493,115
固定資産	664,396,313,057		
土地	63,072,939,771		
立木竹	190,597,214		
建物	41,380,648,649		
工作物	24,859,594,730		
機械器具	16,810,568,558		
未完成施設	144,094,240		
労働福祉事業団出 資金	517,937,869,895		
合計	5,529,687,998,995	合計	5,529,687,998,995

こんなに黒字なのにどうしてこれほど労災認定を制限するのか。これは当然の疑問であり、批判である。過労死問題に関連して1994年に発表され話題を呼んだ経済企画庁経済研究所の報告書「働き過ぎと健康障害」の中で

もこの問題が取り上げられている。

報告書は、過労死関連の認定件数が75件(平成3年、公務員と民間労働者の合計)であることを目安として、年間の認定件数を200人、1000人、5000人とした場合の労災保険の

支出増加が経年的にどうなるかを検討した。その結果、給付総額が定常状態になると予想される40年後の給付額は、200人、1000人、5000人の場合、それぞれ158億円、790億円、3950億円となることが示された。そして「現時点での労災保険の財政状況（平成3年度の当期利益は約7400億円）から判断すると、認定件数を大幅に増やしても（例えは年間1,000人としても）、財政的には対処可能であると考えられる。」と結論づけた。また労災保険の財政状況については「労災保険は、健全財政の状況にあり、近年その健全度は高まっていると判断できよう」とも指摘している。

脳・心臓疾患以外の労災職業病についても、統計上の認定件数が好調な財政状況と比較していくかにも貧弱なのは一目瞭然で、たとえば、「非災害性」の腰痛や頸肩腕症候群などの認定件数は1995年度でそれぞれせいぜい年間100件前後と推定されている。膨大な繰越利益の積み立ては将来の年金給付分を積み立てて、保険料率を上げないで世代間の負

担を公平化しようとするものらしいが、だからといって、短期給付を中心とする部分の労災認定件数を少し増加させても健全性が損なわれる財政構造ではないことは明らかだ。

もっと労災保険法の目的に沿った運用をすることが必要である。不合理な給付制限を見直し、被災労働者の立場に立った給付改善を検討するべきである。予防面への効果的支出も増やしてもよいだろう。ためるばかりが能じやないし、いまどき国家官僚は何をやっているかわかったものではないというのが社会的常識。お金が「ある」ことははつきりしている。やる気が「ない」のだ。やる気にならざるを得ないようにするのは労働者側の運動の力しかない。

それにしても「経費」とか「取扱費」とかいうものがどのように使われているのかが知りたいものだ。どこにいけば納得いく説明がもらえるのだろうか。また、地方公務員の災害補償を担当している地方公務員災害補償基金の財政はどうなっているのだろうか。

1997年夏期カンパへのご協力ありがとうございました。

会員はじめ多くのみなさまのご協力により合計1,630,994円のご支援をいたぐことができました。一層安全センター活動の充実に努めてまいります所存です。今後ともみなさまの変わらぬご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

本当にありがとうございました。

関西労働者安全センター運営協議会

議長 岡田義雄

事務局長 西野方庸

前線から

日本産業衛生学会研究会で 上肢作業障害新認定基準を検討

京都

8月9日、同志社大学にて第42回日本産業衛生学会頸肩腕障害研究会が開かれた。テーマは、今年2月に通達で出された新認定基準をふまえて、「上肢作業に基づく疾病の認定基準について」であった。

午前の部では、認定基準の検討結果報告書についての井谷徹氏（名古屋市立大学教授）からの報告を元に新認定基準の考え方などについて質疑応答がなされた。言われているように新認定基準の認定要件が改訂前の問題をはらんだままであり、療養によりおよそ3ヶ月で症状が軽快するとしている点など打ち切り問題でももめるのは必須であろう。一方、もう一人のゲストであった佐藤克昭弁護士（京都法律事務所）が、裁判における認定基準の扱いについて話したが、裁判

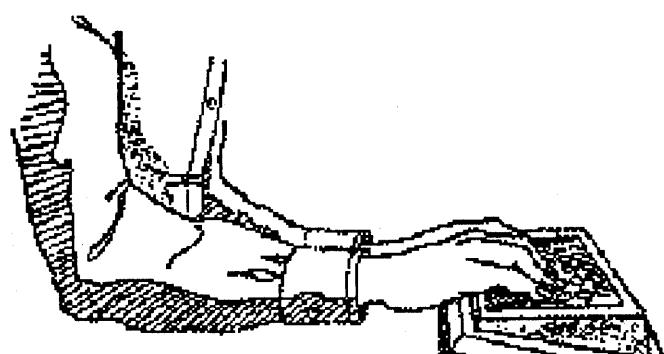
所は認定基準に拘束されないということであった。法に基づいて業務起因性を判断し、認定基準については決定を下した専門家会議の議論などを検討するらしい。そして、裁判上の相当因果関係について判断するということである。したがって、労災請求時に認定基準だけにとらわれずに基準を作った議論をふまえた上で対応を労基署に求めるべきであると佐藤氏は主張した。

午後の部では、産業医として4人の医師から報告を受け、新認定基準が上肢疾

病の患者の実体に即しているのかということについて議論された。

上肢障害を持った患者の多くは、腕だけでなく首や腰などからだ全体に疾病が伴っていることや、仕事がつらいからといって簡単に休むことができにくい会社での環境などについても話された。発症して3ヶ月以内に治療するなど対策をとればよいが、当然長く作業を行った人ほど治りにくく、3ヶ月で軽快するなどとんでもない話である。

ゲストの人数が多くいろいろな視点が出され、それを十分に話す機会がなかったように思うが、今後も研究会を重ねていく予定らしいのでそこで議論を深めてほしいと思う。また、研究会の見解はなるべく早くまとめて産業衛生学会誌に発表される。



悪質な労災隠し発覚

リフトにひかれ重傷の日系ペルー青年

滋賀

滋賀県八日市市で悪質な労災隠しが発覚した。被災者は17歳のペルー国籍の少年で、家族とともに来日し2年前より被災現場の建設用足場の倉庫で働いていた。

彼は、同僚ペルー人労働者の運転するフォークリフトにひかれ、左足関節脱臼骨折などの重傷を負った。事故が起つたのが昼の休憩時間であったために、事業主は労災ではないと主張し、運転していた労働者に、しかも来日してまだ2ヶ月ほどで支払い能力がないのはわかっているのに、補償させようとしていた。しかし、事故状況を詳しく調べると、明らかに業務災害であり、現場の安全配慮も全くなされていなかつたことがわかった。

彼は事故当日で退職することになっていたのだが、仕事の引継のために運転していたペルー人に彼の仕事を教えるように言われてい

た。しかし、仕事時間中にはそのための時間がとれず、やむをえず最終日の昼休み、フォークリフトの運転を教えることになった。そのときに運転を誤ってそばにいた彼はひかれることになったのだが、運転をしていた同僚も、もちろんまだ17歳である彼自身も運転資格は持っていないかった。また、免許なしでフォークリフトの運転をしていたのは、彼だけではなかった。こういったことから事業主の派遣業者は派遣先を失うのをあそれで何とか示談ですまそうとした。また、派遣先自体も構内下請けであり、その先もという具合に事業主の派遣業者と実際の現場の所有企業との間に企業2社が通されていた。

事故現場は、ペルー人、ブラジル人、それにアジアからの研修生など多くの外国人が働いており、複数の派遣業者が労働者を派遣していた。

事業主はいろいろ理由をつけて労災請求を避けようとするので、交渉はあきらめて直接八日市労働基準監督署に労災請求書を持参した。しかし、監督署の対応も鈍く、業務上かどうか調査しないとわからないので待ってほしい、第三者行為災害届も書いてもらうことになるという。病院からは、なかなか労災にならないので当面自費で支払ってほしいと言ってくるし、早期解決を求めて全港湾大阪支部の協力を得て八日市監督署へ乗り込んだ。

ところが、その日対応した監督官は開口一番「労災保険を支給しますので」と言い、やっと監督署も悪質な労災隠しであることに気づいたのか、今後の対応についても話がまとまり、事故から3ヶ月半後、労災支給が決定した。

滋賀県は、労働者が集まらずに空いている工業団地などが多くあり、外国人登録者数約18,000人の内約8,000人がここ数年にやつてきたラテンアメリカからの出稼ぎで、そういう団地などに住んで働いてい

る。したがって、多くの派遣業者が存在し、八日市署に持ち込んだ労災隠しの

ケースも今回が初めてではない。監督署は、こういったケースには迅速に対応

し、労働現場の状況をしっかりと把握するように努めてもらいたいものだ。

グループ討論活用の講座開催 参加者には好評

大阪

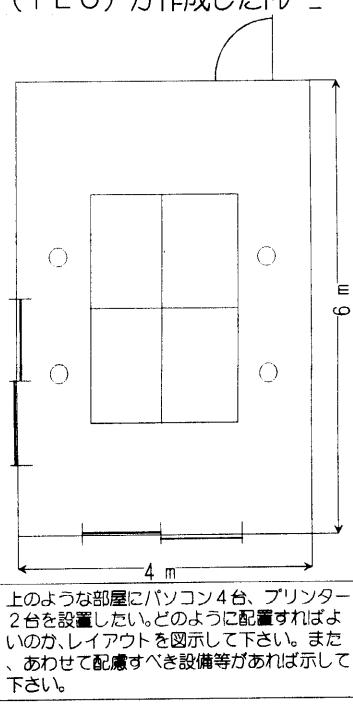
毎年開催している当安全センターの安全衛生・労災職業病講座をグループ討論を活用する形式で、7月中、連続5回のスケジューで開催した。約60名の自治労、全透、全港湾、金属機械などの労働者が参加した。

プログラムは国際労働機関(ILO)が作成したトレーニング

マニュアルに準拠して、各回それぞれ「安全衛生と技術設備」「人間工学」「化学物質による健康障害」「作業上の気象条件」「安全衛生とよりよい労働」というテーマで講師がまず講義、その上で提示された具体的課題についてグループ討論で意見を出し合い、その結果をOHPシートにまとめて各グループから発表、互い

に意見を交換すると共に、講師からもコメントしていくという方法であこなった。

参加者にはあおむね好評であったが、課題の取り方が意外とむずかしいことやより効果を上げるために実地の職場点検を1-2回に組み込むことがやはり必要ではないかと感じられた。その意味で、単産ごと労組ごとに集中的に行うほど効果があがると考えられた。今後は、より現場に近いところでこうした取り組みを広げていきたい。



グループ討論の課題例

入管収容所内からの労災請求 監督署は速やかに対応を！

神戸

神戸入管に収容された韓国人Zさんより労災相談があった。彼は、解体現場で崩れてきた廃材などの下敷きになり、胸椎の圧迫骨折と頭部や上半身の打撲を負った事故で、すでに労災保険の療養補償給付、休業補償給付を受けていたが、

労災事故からほぼ1年がたち近々症状固定であるというときに警察に入管法違反で逮捕された。

長期の超過滞在で起訴され、裁判となり判決に執行猶予がついたので神戸入管に身柄が移されたのだが、そのときは逮捕から3ヶ月

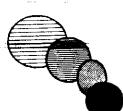
がたっていた。帰国前に障害補償の手続きをとるか、帰国して療養を続けるか、最初すんなり対応できるかと思われた。しかし、様々な問題が出てきた。雇用主が休業補償給付の振込口座を開いてくれたはいいが、通帳とはんこを本人には渡さずに保管しており、給付があればそこから家賃や前貸し分をひいてZさんに渡していた。Zさんの主張では、渡してもらっていない分があり、他にも積立金や保険などの名目でお金がひかれていってそれを返してほしいということだった。Zさんは自身警察に逮捕されたのも、これらのお金を雇用主が払ってくれないので警察に訴えたため、反対に自分が入管法違反で逮捕された。雇用主に連絡を取っても、お金の精算や労災手続きについてすべて終わっているといい、こちらの問い合わせにいっさい応じない。

当初Zさんは、韓国に帰国して治療を継続することを希望していた。それで管轄の西宮監督署に、今後の労災請求のためにも雇用主

に労災についてきちんと説明し、休業補償給付の受け取り口座のことについても、注意、指導を頼んだ。しかしながら、監督署はまだ請求書が出されていない件について協力するように話すことはできないなどといって、とにかく消極的な対応であった。そこで、監督署まで足を運んで、雇用主への指導と今まで通名で労災が請求されていた問題もあったので、入管へ同行して本人確認と今後の労災手続きの説明を行うよう要請した。それでようやく監督署は動き始めた。監督署は単独で本人に会い、もう症状固定であることを説得し、退去強制前に症状固定として障害補償の請求を行うことになった。これについてこちらからも本人に尋ねたところ、納得はしているようであった。主治医の意見ももう症状固定であったのでそれもいたしかたないかもしれないが、監督署が、「それでは請求書を作つてあげてくださいね」と言って来たのにはあきれてしまった。実は監督署は、Zさんが労災休業中

に警察に逮捕されたことも知っていたのにセンターより連絡があるまで何もしておらず、やつと重い腰を上げたかと思うとそれでは後はよろしく、というのである。今度は監督署に抗議して、結局西宮監督署が責任もって労災の手続きを行うことになった。

雇用主との間の金銭のやりとり関係は、結局彼の話だけでいくら支払われていないのかなどがはっきりせず解決していないが、障害補償の請求手続きは無事終えることができ、逮捕から5ヶ月後の8月末、Zさんは退去強制となった。入国管理局に収容されてからの労災相談は、今年だけですでに5件あり、入管自体も人道的配慮として手続きがしやすいようには協力してくれる傾向にある。監督署は、被災者本人が拘束され動けず、まして雇用主が協力しないケースなどは特別に配慮して積極的に救済すべきである。



ゴミ収集作業の腰痛で再審査

全国一般埠委託清掃労組

埠

全国一般埠委託清掃労組に所属するYさんの腰痛について、労災保険再審査請求の取り組みが進んでいく。

Yさんは、家庭ゴミの収集作業に従事していたが、作業中に腰をひねって腰痛を発症、労災保険の給付を受け休業療養した。しかし、Yさんは療養中に別の私病のため入院、腰痛の療養を中断した。その後、仕

事に復したところ、作業をきっかけに症状が急速に悪化したというもの。

会社の担当者が、所轄の埠労働基準監督署に相談したところ、再発として請求をするように助言を受けたため、あらためて請求したところ、不支給の処分を受けたもの。その後、Yさんと労組は、審査請求を行つたが棄却決定を受けたため、再審査請求を行つた。

再審査請求では、問題の腰痛発症原因が再発としての側面があるとともに、もともとゴミ収集の作業自体の腰部への過重な負担が、発症の原因となっていることを強調した意見書を提出して、処分の取り消しを求めてることにしている。この事例は、必ずしも非災害性腰痛とは言えないが、腰痛の業務上外の認定基準の硬直性をあらわしたものと言え、今後の再審査の進展が注目される。

トラック運転手の巻き込まれ災害損害賠償請求へ

埠

トラック運転手が、積み込み作業中にコンベアに右手を巻き込まれ4指を失う事故に被災した事例で、被災者側が会社に対して損害賠償を請求する準備を進めている。

埠市にある運送会社に勤めていたTさんは、昨年9月、日曜出勤で印刷会社の荷受け場所でトラックへの積み込み作業に従事していた。コンベアの回転部に異

物が挟まっていることに気づいて取り外そうと手をかけた途端に巻き込まれた。その後、手術を繰り返し、この秋には症状固定となつた。

会社側は、当初労災保険の扱いを済ったが、被災者本人が請求して受給することになった経緯があり、さらに最近、会社が団体障害保険に加入していて、その請求を行っていることがわ

かった。Yさんは、コンベアの回転部にカバーされなく、安全には全く配慮がなかった職場の状況もあり、損害賠償請求の準備を進めることにしたもの。



シリーズ

労災上積み補償③

地方自治体の上積み
補償を考える

「見舞金条例」は お見舞いになっているか

民間の労災上積み補償にあたる制度が、地方公務員にもある。ただし、地方公務員の場合には、労使協定や社内規定の形式ではなく、当然のことながら地方自治体の条例の形式をとる。「〇〇市公務災害見舞金支給条例」、「〇〇市特別支給金条例」というような名称が用いられることが多い。

内容は、民間のケースと大差はなく、逆に問題点も同じようなものである。ただ、地方公務員の場合は、いわゆる「公務員」である常勤公務員だけでなく、市議会の議員や教育委員のような非常勤の公務員など、案外身分上の種類が多い。そしてこの種類については、まずどこの自治体でも共通しているといつてよい。そこで今回は、このいわゆる「見舞金条例」について、手元にある大阪府下の自治体のものを参考に調べ、その問題点を検討する。

見舞金支給の対象

対象となる職員について、どのように規定しているか。大阪府下各自治体の見舞金条例は、表現の違いはあってもほぼ次の府下A市の条例と同じものである。

① 地方公務員災害補償法第2条第1項に規

定する者

- ② 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第2条に規定する者
- ③ 幼稚園の学校医等の公務災害補償に関する条例第1条に規定する者
- ④ A市消防団員等公務災害補償条例第1条に規定する者

市のために働いている人を網羅したように見えるが、抜けている人がいる。それは、市役所本庁以外に勤務する非常勤職員である。法律上、正確にいえば、「労災保険法が適用される者」ということになる。(本庁に働く非常勤職員は、地方公務員災害補償法も労災保険法も適用されないため、②の「議会の議員……条例」の適用となる。)

いまどきどの地方自治体でも非常勤職員は必ず雇用しているにも関わらず、見舞金については除外されてしまっている。事実上の地域ボランティアと言ってよい消防団員が出初め式に出て、会場の整備不良のため転倒して受けた災害については、上積み補償があるのに、早朝の保育を担当する非常勤の保母が仕事中に怪我をしても、上積みはされないことになる。明らかにバランスを欠いているといえるだろう。

もっとも2年前、会計検査院が勧告するまで、多くの自治体が労災保険の適用関係成立届けをしておらず、事実上条例による補償によってカバーするという違法状態であったためこの種の問題は起こらなかつたようだが、今は早急にどこの自治体についても改正をする必要がある。

見舞金の種類

見舞金の種類については、ほとんどの条例が「遺族見舞金」と「障害見舞金」を設定するに止まっている。そして金額については、「遺族」つまり死亡と障害第1級をそろえ、以下第14級まで傾斜をつけて金額を規定する。これは民間の場合でもそうだが、傷病補償年金を受ける被災者ことを忘れてしまった規定だ。

傷病補償年金とは、労災に被災し、長期の療養をせざるを得ず、1年6ヶ月をたってもなお、療養を必要とし、その時の症状が障害第1級から第3級に相当する状態で、その後も6ヶ月以上変わらないという要件で支給されるものだ。この制度は、たとえば両足の機能を全廃し、症状固定した人が障害第1級と認定され、平均賃金の86%の障害補償年金が支給されるのに、同じく両足の機能を全廃しながら、なお病院へ通い療養しなければならない人が60%の休業補償しか受けられないという不公平を解決するために設けられた制度である。

同じことが上積み補償についていえるわけで、言わば公務災害で一番苦労せざるを得ない人が、場合によっては法令以外の補償を何

も受けないということが実際起こり得るのである。

この点については、筆者が目を通した大阪府下の15の条例のうちで2自治体のみが、障害見舞金の受給要件に「傷病等級に該当する者」を加えることによって解決している。

また、休業補償について、他の条例によつて100%の給与が確保されている場合を除いて、不足分の補填をする規定も必要になる。とりわけ非常勤職員の場合には、本体の補償が条例によるにしろ労災保険によるにしろ、不足することになり、公平さの観点から不可欠といえよう。

民事賠償との調整

まず、その公務災害が交通事故など第三者の行為によって起こった場合、第三者からの賠償と調整する規定を設けることについては、あまり問題がないといえる。

しかし、災害が自治体の安全配慮義務違反によって起こった場合で、被災者が損害賠償を請求し、条例で規定された額以上の賠償を受けることとなつた場合、そのうち条例で規定され、すでに支払われた額は控除する規定を設けていることがある。

原則的な立場としては、損害賠償と見舞金との調整は一切あってはならないものである。しかし、現実的に見舞金条例に対する当局側の期待するものは、この調整規定であろうから、一定の規定の存在もやむを得ないと考えることもできる。しかしその場合でも、100%の調整をしてしまう条例は不当なものといえる。なぜなら、損害賠償請求により災

害発生の責任を追及する行為を否定することになるからである。

現在存在する条例の規定でもこうなっているものが多いが、この部分については改正の必要があると考える。調整の限度としては、やはり2分1程度が妥当ではないだろうか。

他の特別支給金との調整

公務員には職種によって様々な特別の支給金がある。

とくに消防職員の場合には、危険を承知で救出作業に従事して被災したような場合には、本体の補償で特殊公務災害として、最高1.5倍の支給額となる。また、同時にその犠牲的精神を称えることを名目とした「賞じゅつ金」という制度もあり、これについては、どの条例も上積み補償額から控除するとしている。しかし、これは趣旨が違うことから考えると不当だと思えるがどうだろうか。

次回は、上積み補償のモデル条例について検討する。

全国的には少ない見舞金条例

大阪府下の自治体では、見舞金条例の制定が普通のこととなっているが、これは全国的にみて特別なことだ。連合が行なった「労災付加給付」に関する調査を見ても、条例を制定している自治体は圧倒的といって良いほど少數派である。

そのため、もともと地方公務員災害補償法の本体の給付の中に、福祉施設の一つとして、民間の労災保険にはない遺族特別援護金などの制度があり、自治省はこれについて、民間の上積み補償に相当するものと理由を説明している。

光線起動式プレス災害で労働省が緊急事務連絡

プレス災害は後を絶たないが、手などの物理的起動方式でなく光線遮断過程の判断回路を組み込んだ光線起動式のプレスで災害が発生し、労働省が業界団体に事務連絡を出している。従来から、生産性向上のために安全装置を解除したための事故が目立っているが、今回のこれは生産性維持を目的とした技術導入の中での事故と考えられるだろう。以下に全文を紹介する。

事務連絡

平成9年5月15日

(社)日本金属プレス工業協会会長／
(社)日本鍛圧機械工業会会长殿

労働省労働基準局

安全衛生部安全課長

光線式起動装置を取り付けた
プレス機械の災害防止について

プレス災害の防止につきましては、平素からご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、先般、岡山県内の事業場において、プレス作業従事者が作業中に光線式起動装置を取り付けたプレス機械の金型に右手指を挟まれ、右手の指3本を挫滅するという災害が発生いたしました。(別紙参照)

プレス機械の光線式起動装置につきましては、一定の要件のもとに安全装置として認めること等の必要な安全基準を本年度中に策定するため、現在、労働省から(社)産業安全技術協会に対して検討を依頼しているところ

ですが、当該起動装置については、プレス機械の起動に際して、スイッチを押す等の作業者の明確な意思による行為がなくても起動するという点で他の起動装置と異なる危険性を有するものであり、安全基準が策定されるまでの間に同種災害が発生するという事態も懸念されるところです。

つきましては、貴協会におかれましては、光線式起動装置の安全基準が策定されるまでの間、下記の事項に留意の上、プレス作業時の安全確保について再度検討を行い、同種災害の発生防止に万全を期するよう、会員事業場に対する周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

記

1 プレス機械の光線式起動装置を開発・導入するに当たっては、機械装置及び作業の安全性について事前に十分な検討を行うこと。

なお、現状においては、プレス機械の光線式起動装置については、労働安全衛生法施行令第13条第1号に規定する「プレス機械の安全装置」に該当しないので、プレス機械に光線式起動装置を設置した場合であっても、光線式安全装置などの有効な安全装置を設置する必要があるので注意すること。

2 作業者の意思に反して、光線式起動装置の有効範囲から作業者の腕手、指等の身体の一部が外れ、プレス機械が起動することのないよう、プレス機械の光線式起動装置

の有効範囲の上面、下面、側面等にガード、囲い、テーブル等を設置する等の措置を講ずること。

- 3 光線式起動装置を取り付けたプレス機械を使用して行うプレス作業に係る作業標準を作成すること。
- 4 光線式起動装置を取り付けたプレス機械を使用して行うプレス作業の従事者に対する安全衛生教育を十分に実施すること。

(別紙)

光線式起動装置を取り付けた プレス機械による災害の概要

1 被害

右手人指し指第一関節挫滅

右手薬指第一関節挫滅

右手小指先挫滅

2 災害の概要

制御機能付き光線式起動装置 (Presence Sensing Device Initiatiton 略称 PSDI) を取り付けたプレス機械による自動車部品の加工作業中において、曲げ加工を行った製品を左手で取りコンベヤーに載せる際に、製品を床に落としたため、左手でそれを取ろうとしたが、右手を引いて光線式起動装置の有効範囲から外すと、プレス機械を空打ちさせ、カウンターの数と部品数とが異なることになるため、右手をプレス機械の金型内に入れた状態でしゃがんだところ、右腕が下がり光線式起動装置の有効範囲の下方へ右手が外れたため、プレス機械が起動し、右手の指3本がはさまれ挫滅した。

なお、プレス機械に取り付けられていた制

御機能付き光線式起動装置は、二列の光線の光軸の遮光過程を遮光過程判断回路により判断するようになっており、材料を金型にセットし、プレス加工後、製品を取り出す作業者の手の動きを、手の進入、後退の順序で判断して、適正であれば起動するものであった。

3 災害発生原因

- (1) プレス機械の光線式起動装置の開発・導入に当たり、機械装置及び作業の安全性について事前に十分な検討を行わなかつたこと。
- (2) プレス機械の光線式起動装置の有効範囲の下面にガード、テーブル等を設置する等により、作業者の意思に反して、光線式起動装置の有効範囲から腕、手、指等の身体の一部が外れないような措置を講じていなかつたこと。
- (3) プレス作業に係る作業標準を作成していないこと。
- (4) プレス作業の従事者に対する安全衛生教育が不十分であったこと。



7月の新聞記事から

- 7/1 JR西日本は300系のぞみが通過する際にバラスト軌道内で巡回検査できるよう内規を改定する方針を固めたが、原因不明の窓ガラスのひび割れが多発しており、労組からは検査員の安全性を疑問視する声も。
- 7/2 東京湾横浜港沖でパナマ船籍タクルダ・モント・グレースが座礁し原油大量流出。
- 7/3 三重県名張市で佐川航空のヘリコプターが木材搬出作業後に地上30㍍のワイヤに接触し墜落、機長、整備士ら4名死亡。
- 7/4 最高気温が34.4度となった東京で府中競馬場で芝生整備をし帰宅途中の建設会社男性社員が熱中症で倒れ、搬送先病院で死亡。屋外で土木作業後帰宅した八王子市の男性も帰宅後倒れ意識不明の重体。
- 7/7 青森県東通村沖で貨物船「かづさ丸」がタグボート「BOKKA」に横から突っ込み機関長阿部喜八郎さんが行方不明に。
- 7/8 栃木県の東芝那須工場に対して大田労基署がサービス残業に対する調査、指導。岸和田市のサシヤイ紡績岸和田工場が全焼し従業員1名焼死。
- 7/9 吹田市の名神高速上り線で大型トラックが渋滞の列に追突、JTの幹部社員ら3名を含み3名死亡、1名重体、3名重軽傷。
- 7/10 関西国際空港関連の公共工事の詐欺容疑事件の参考人として府警本部から出頭要請を受け、公務として出張し、午前の任意聴取の後、午後の聴取中に突然倒れ死亡した大阪府田尻町下水道課職員の妻が公務災害として地公災基金大阪府支部に認定請求していた件で、地公災基金大阪府支部審査会は支部の公務外認定を取消し、公務災害として認める裁決。審査会は職員の業務の過重性は否定したが、死亡10日前の聴取で捜査員に容疑者扱いされたことなどで精神的負担が増していくことを指摘、狭い取調室内で捜査員2名に聴取されたことが急激な負担になり死亡したとして公務との因果関係を認定した。
- 7/11 外南部で干ばつ火災、92名死亡。
総務庁が政府審議会の公開状況調査をまとめ、会議又は議事録を公開、公表したのは計118審議会で67%、前回調査よりは前進したものの、発言者氏名を公開した審議会はほとんどなく「原則公開」にはほど遠いことが明らかに。
- 7/12 青森県八甲田山中でレッジヤー訓練中の陸自第9師団隊員18名が倒れ、3名死亡。現場はガス穴と呼ばれ二酸化炭素濃度が通常

の500倍あり、これが原因と推定。

- 7/14 滋賀県草津市の聖ペドロ学園から雇い止め、解雇された専任講師3名が地位確認、雇用継続を訴えていた事件で大津地裁が訴えを全面的に認める判決。
- 7/16 H.I.V患者の障害認定を議論する「障害認定に関する検討会」座長の中島章順天堂大学名誉教授が「H.I.V患者の障害者認定は金を捨てるようなもの」と会議で暴言を吐いた問題で、厚生省は座長職、委員を解任。
- 73年のソ連戦闘機による大韓航空機撃墜事件の邦人犠牲者4名の遺族が大韓航空に損害賠償を求めた裁判で、東京地裁は航路逸脱の過失を認め大韓航空に賠償命令。
- 7/17 日本テレビで郵便物爆発し職員1名が。
- 7/18 福井地検は高速増殖炉もんじゅのナトリウム火災にかかる虚偽報告に関し、法人としての動燃と当時の技術課長ら2名を原子炉等規制法違反で略式起訴。
- 7/20 ベトナム戦争に派遣された韓国人帰還兵約5800名が枯葉剤による後遺症または後遺症と政府から認定されていることが韓国枯葉剤被害者戦友会の調べでわかった。戦友会では死者は1万人以上で被害はもっと大きいはずとしている。
- 7/23 NTTテレコムエンジニアリング関西の管理職が、同社の進める新合理化計画で一方的に労働条件が切り下げられるのは不当として京都地裁に提訴。
- 全労働省労組が労働基準法「見直し」にかかる労働省試案を批判する見解を発表。
- 7/27 和歌山県串本町沖で九州急行フレールの自動車運搬船やまと丸が大波をかぶり6名が転倒し重軽傷を負った事故で3名死亡。
- 7/28 抗がん剤塩酸リノバクの投与による副作用で販売開始後に42名が死亡した疑いがあり厚生省が緊急安全性情報。
- 7/29 兵庫県播磨町の日本アルミソル化土山工場で血圧降下剤製造工程でタツリに塩化ベゾールを入れる途中、突然白煙と共に爆発、5名が重軽傷。
- 14歳で劣化ウラン弾の影響で白血病が急増しているとNGO「14歳環境保護・改善学会」が報告書で指摘。
- 7/30 米国立がん研は50~60年代のリダ核実験で汚染された牛乳を飲んだ子供が発がんの危険の高い1グレイ(100レーベル)を超える被ばくをしていた可能性が大きいことを調査報告書概要案の中で明らかにした。

腰痛予防に腰痛予防ベルト

楽腰帯らくようたい

男性用・女性用レギュラータイプ及び

女性用インナータイプ(リリーフ)

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果

③運動性と快適性

ミドリ安全(株)製
宇土博医師考案

レギュラー	男	黒・白	サイズ	S	M	L	LL	3L
				ウエスト	72-80cm	80-88	88-96	96-104
インナー	女	黒・白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	/
				56-64	64-72	72-80	80-88	

(頒価) 5,700円(送料別) ■タイプ、色、サイズを指定してご注文下さい。

■パンフレットあります。 関西労働者安全センターTEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター

●大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
"	2部 4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication**—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—**株式会社**国際印刷出版研究所**

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL. 06(551) 6854 FAX. 06(551) 1259